

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

三重国民年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年9月まで

申立期間当時は、町内の納税組合の徴収員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料の納付を証明できる資料は無いが、6か月だけ未納というのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を町内の納税組合の徴収員に納付していたとしているところ、市においては、申立人が居住していた地域において国民年金保険料を徴収する納税組合が存在していたことが確認できる上、申立人が記憶している保険料についても、当時の保険料額と一致している。

さらに、申立期間前後の保険料の納付状況を見ると、申立期間直前の昭和53年度の保険料については前納されており、申立期間直後の保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年9月まで

申立期間当時は、町内の納税組合の徴収員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料の納付を証明できる資料は無いが、6か月だけ未納というのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を町内の納税組合の徴収員に納付していたとしているところ、市においては、申立人が居住していた地域において国民年金保険料を徴収する納税組合が存在していたことが確認できる上、申立人が記憶している保険料についても、当時の保険料額と一致している。

さらに、申立期間前後の保険料の納付状況を見ると、申立期間直前の昭和53年度の保険料については前納されており、申立期間直後の保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
: ② 昭和57年7月から同年9月まで

申立期間①については、私は病気で入院していたため、姉が私に代わり免除申請手続きをしてくれたにもかかわらず、国民年金保険料が未納となっている。

また、申立期間②については、夫婦一緒に集金人に納付していたのに、妻の分のみが納付済みとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の姉が免除申請手続きを行ったことを示す関連資料は無い上、免除申請手続きを行ったとする申立人の姉は他界しているため、免除申請手続きの状況は不明である。

また、申立人は病気で聴取に応ずることができないことから申立人の妻に当時の状況について聴取したところ、i) 申立期間当時、申立人の医療費は免除されていたため、国民年金保険料についても自動的に免除されているものと思っていた、ii) 申立期間の申立人の妻の保険料は後日納付したが、申立人の分は免除になっていると思っていたので納付した記憶が無い旨の供述をしている上、社会保険事務所の申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市の申立人の国民年金被保険者名簿共に、申立期間は未納となっている。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間②前後の保険料の納付状況をみると、現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間当時、私は自営業を行っていたが、事業は順調だったので、申立期間が国民年金保険料の免除期間になっているのは納付できない。免除申請を行った記憶も無く、国民年金保険料については集金に来ていた婦人会の人に妻が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足時から国民年金に加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の国民年金制度への関心及び納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、事業は順調で生活面で特に変わった点は無く、国民年金保険料は婦人会に納付していたとしているところ、申立期間当時から近隣に居住している者に聴取した結果、当時、婦人会での保険料の集金があったこと、及び申立人の事業は順調で生活面で苦しいとかの話は聞いたことが無いこと等の供述が得られた。

このため、申立人は、申立期間当時、住居移動等生活環境面での変化も無い上、経済的な面でも国民年金保険料を納付する資力は十分にあったと考えられることから、免除申請の手続を行うことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間当時、夫は自営業を行っていたが、事業は順調だったので、申立期間が国民年金保険料の免除期間になっているのは納付できない。免除申請を行った記憶も無く、国民年金保険料については集金に来ていた婦人会の人に私が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足時から国民年金に加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の国民年金制度への関心及び納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の夫の事業は順調で生活面で特に変わった点は無く、国民年金保険料は婦人会に納付していたとしているところ、申立期間当時から近隣に居住している者に聴取した結果、当時、婦人会での保険料の集金があったこと、及び申立人の夫の事業は順調で生活面で苦しいとかの話は聞いたことが無いこと等の供述が得られた。

このため、申立人は、申立期間当時、住居移動等生活環境面での変化も無い上、経済的な面でも国民年金保険料を納付する資力は十分にあったと考えられることから、免除申請の手続を行うことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 478

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から9年3月まで

昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金加入期間においてはすべて保険料を納付しているのに、この期間だけ未納であるのは考えられない。平成7年分から9年分までの確定申告書等にも私たち夫婦が国民年金保険料を納付していたことが記載されているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人から提出された平成7年分から9年分までの確定申告書及び保険料控除申告書等の写しによると、7年分については、社会保険料控除欄に記載された金額はおおむね一人分の国民年金保険料額に一致しており、8年分及び9年分については、社会保険料控除欄に記載された金額は二人分の保険料額に一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの期間及び同年5月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から8年3月まで
② 平成8年5月から9年3月まで

昭和50年12月から国民年金に任意加入し、国民年金加入期間においてはすべて保険料を納付しているのに、この期間だけ未納であるのは考えられない。平成8年分と9年分の確定申告書等にも私たち夫婦が国民年金保険料を納付していたことが記載されているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人から提出された平成8年分及び9年分の確定申告書及び保険料控除申告書等の写しによると、8年分及び9年分共に、社会保険料控除欄に記載された金額は二人分の保険料額に一致している。

さらに、平成7年10月から同年12月までについては、確定申告書などの関連資料は無いが、直前の同年9月までは納付済みであり、7年前後に生活状況の変化はみられないことから、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から同年7月1日まで

昭和41年3月11日から同年6月30日までの厚生年金保険加入期間について、平成19年7月27日に社会保険事務所に照会したところ、昭和41年3月11日資格取得、同年6月1日資格喪失との回答が来た。

昭和41年3月からA社B営業所に勤務していた。同年7月にA社の一部門が分離されて設立されたC社の厚生年金保険被保険者になり、42年8月に退職するまで両社で継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間が欠落しているとは考えられない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和41年6月1日、C社における資格取得日は同年7月1日となっており、申立期間の1か月間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険加入記録をみると、申立人のA社における加入期間とC社における加入期間の間に空白期間は無いことから、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、同僚に照会したところ、A社B営業所は関連会社であるC社に合併されたものの、合併の前後において同社の業務は継続しており、業務内容に

変更は無く、従業員も継続して勤務していたとの供述があったことから、雇用形態に変更は無かったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から47年9月1日まで

昭和46年4月1日にA社に入社し、レストランに配属された。その後、会社の命令で47年9月1日からC社に出向になった。A社には48年2月25日出向から戻り、59年2月28日まで勤務した。当時、同社はDグループであり、健康保険証はD健康保険組合から発行されていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録によると、申立人は、A社において昭和46年4月1日に被保険者資格を取得、同年8月1日に資格喪失、その後、出向先のC社において47年9月1日に資格取得、48年2月21日に資格喪失となっており、申立期間の13か月間の被保険者記録が無い。

このことについて、申立人は、「申立期間にはA社で勤務しており、同社の繁忙期が終わったため、出向命令を受けて、昭和47年9月1日からC社に出向した。」旨主張しているところ、B社が保管している人事記録並びに雇用保険加入記録、D健康保険組合及び同社が管理している健康保険組合被保険者記録から、資料により時期に係る記載に多少の差はあるものの、少なくとも出向する直前付近まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、①B社が保管していた失業保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された資格喪失原因が出向となっていること、②申立人と同様に申立期間に近い時期にA社からC社に出向し、その後A社に戻った申立人の後任につい

て、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録をみると、両社における被保険者期間は連続していること、③複数の同僚及び上司の供述により、申立人がA社からC社に出向するまで継続して勤務していたことがうかがわれることから、申立期間当時、申立人の勤務時期及び被保険者期間が連続していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年7月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和30年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月21日から同年8月1日まで

厚生年金保険料は毎月の給与から確実に差し引かれていたが、「年金特別便年金記録のお知らせ」によると、昭和30年7月21日にA社C営業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失、同年8月1日に同社B工場で資格取得となっており、10日間のブランクがある。実際は同社を退職していないので被保険者期間は続いているはずである。転勤時における営業所と工場間の手続がうまくいかず、連絡不備であったのではと思われるが、なんとかこの間のブランクを無くしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録カード及び厚生年金保険被保険者台帳並びに申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年7月21日にA社C営業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和30年8月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 480

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から同年 9 月まで
申立期間について、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答があった。
申立期間当時、運転免許証を取るために実家のある A 県 B 市に居住している時に市役所から送付された納付書により金融機関において納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、具体的な納付方法等の記憶が無く、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 10 月ごろに払い出されているが、申立期間直後の 54 年 10 月から 55 年 3 月までの保険料が時効直前の 56 年 12 月に納付されていることから、申立期間については時効により納付ができなかったとも考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った市及びその後に転出した町における記録を調査しても、申立期間の国民年金保険料については未納となっている上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの期間及び平成11年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から61年3月まで
: ② 平成11年4月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。私は妻にも年金は大切だからと言っており、人に借金をしてでも納めてきた。妻が郵便局と銀行で納めていたはずである。

納付に関する資料は20年前なので、家の中を探しても無かった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、具体的な保険料の納付額、納付時期等について記憶しておらず、申立人の妻の供述も得ることができなかったことから、保険料の納付状況は不明である。

また、市の申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を再取得した昭和58年3月1日の資格取得年月日の欄のところに「61.1.10」の記載があることから、61年1月10日ごろに再加入の手続が行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、納付日が確認できる平成3年度から5年度までの期間及び10年度から12年度までの期間における納付日は夫婦同日であることから、基本的に夫婦の納付行為は同一であると判断できるところ、申立期間については、申立人の妻も未納となっている。

加えて、申立期間②前後の期間における保険料の納付状況をみると、直前の平成10年8月から11年3月までの分については12年9月に、直後の11年11月から12年1月までの分については13年12月に、それぞれ時効直前に納付されていることから、申立期間②については時効により納付できなかったことも考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで

A 事業所を退職後、昭和 50 年 1 月 16 日に役場に出向き、国民年金の加入手続をした記憶がある。国民年金手帳にも加入日は同年 1 月 16 日となっている。国民健康保険や税金の滞納は無いし、役場から国民年金保険料の未納の督促が来たことも無い。52 年 9 月の加入というならば、その時に未納分も納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納められない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの保険料を同年 10 月に納付していることから、同年 9 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 10 月に現年度納付期間である同年 4 月からの保険料の納付を行ったとしても不自然ではない。

加えて、申立期間について、申立人は昭和 50 年 1 月に 3 か月分を納付したとしているが、その後の納付状況について明確な記憶は無いなど申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金手帳の被保険者の資格取得日が昭和 50 年 1 月 16 日となっていることが、その日に加入手続を行った証拠であると主張しているが、資格取得日は、国民年金への加入手続を行った時に国民年金への加

入資格が生ずる時期までさかのぼって付与されることから、必ずしも加入手続を行った日を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年に国民年金の加入手続を行い、20 歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付した。52 年 7 月に加入手続をしたとされているが、50 年 4 月の間違いであり、保険料を納付した証拠に資格取得日は 44 年 5 月となっている。また、私の両親も特例納付をしている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金の加入手続を行うとともに、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 7 月に払い出されており、その時期は特例納付の実施期間ではないことから、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金手帳が払い出された昭和 52 年 7 月に、国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付することが可能な期間である昭和 50 年度及び 51 年度の保険料を過年度納付していることから、当該納付を特例納付したものと錯誤している可能性もある。

加えて、申立人は、国民年金手帳の被保険者の資格取得日が昭和 44 年 5 月となっていることが保険料を納付した証拠であると主張しているが、資格取得日は、国民年金への加入手続を行った時に国民年金への加入資格が生ずる時期までさかのぼって付与されることから、保険料の納付を示すものではない。

なお、申立人の両親が特例納付をした時期は、第3回特例納付の実施期間中である昭和54年10月であり、申立人が婚姻した後の時期である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年1月まで
申立期間当時、国民年金保険料については集金人に夫婦二人分を支払っていた。妻の領収書は残っているが、私の分は紛失したと思われる。妻の分だけ納付して、私が納付しないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月に払い出されているが、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳(旧台帳)及び市の国民年金被保険者名簿共に、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、仮に、申立期間について、申立人の厚生年金保険と国民年金との切替手続が行われていた場合、通常、申立人の妻の国民年金の種別についても、申立人が厚生年金保険から国民年金に切替する際に任意加入から強制加入に切り替え、再度申立人が厚生年金保険に加入する際に強制加入から任意加入に切り替えるものであるが、申立人の妻の国民年金の種別をみると、昭和46年8月から52年6月まで任意加入となっており、切替手続が行われなかったことが確認できることから、申立期間については、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続も行われなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年6月まで

A市からB市に転居した時、父親に言われて引き続き国民年金に加入し、保険料も納付していたが、申立期間について、社会保険事務所で未納と知らされた。はっきり覚えていないが、郵便局か銀行又は市役所の支所で納めていた。離婚して名字がCからDに変わり、住所もA市からB市に転居した時期なので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和52年2月9日にB市に転入しているが、申立人に聴取しても、同市における国民年金への加入手続等についての具体的な記憶は無い上、国民健康保険についても、同市での加入年月日は54年8月9日となっていることから、申立期間については同市において国民健康保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人は、B市に転入した後事業所に勤務し、厚生年金保険に加入するまでは研修期間であったと供述している上、申立人は昭和52年7月に厚生年金保険に加入しているが、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）において、「52年7月5日 職権受領」の記載があるため、厚生年金保険への加入に伴い、職権により申立人の被保険者台帳がA市を管轄する社会保険事務所からB市を管轄する社会保険事務所に移動されたものと推認できることから、申立人は、B市に転入した後、すぐには国民年金への加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から43年7月まで

結婚後の昭和36年秋ごろに、義母に言われて国民年金の任意加入の手続を行った。その後は転居の都度、転居先の役場へ行って手続を行い、役場からの集金人に国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市において昭和43年8月に払い出されているが、その時点では、申立期間は任意加入期間となり、制度上、さかのぼって被保険者となることはできない期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、C市D区において国民年金に加入し、B市に転入するまで転居を数度繰り返し、その都度、転居先で国民年金の手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は保険料の納付金額や納付方法等について具体的な記憶が無い上、それぞれの転居先の市等に確認しても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無く、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 6 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険加入記録は見当たらない旨の回答を受けた。36 年 3 月 1 日に高校を卒業すると同時に A 事業所に入社した。申立期間当時から日記を書き始め、記録している。申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 36 年 3 月 1 日から A 事業所に臨時雇用員として勤務していたことは、B 団体が提出した申立人に係る履歴カード（申立人の人事記録）の写しにより確認できるが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A 事業所が一定の条件を満たした臨時雇用員を厚生年金保険に加入させることができるようになったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、社会保険事務所の記録をみても、A 事業所 C 局が厚生年金保険の適用事業所になった年月日は、同年 10 月 1 日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 事業所 C 局の後継事業所の本社である D 社に照会したところ、当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況が分かる資料は無く不明である旨の回答であった。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、当時の事情について供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月から 46 年 10 月まで
② 昭和 61 年 12 月から 63 年 12 月まで

A社については、昭和 40 年 6 月から 46 年ごろまで勤務しており、給与から厚生年金保険料を天引きされていた。

B社については、昭和 63 年に腹に腫瘍ができ、同年 12 月に会社が閉鎖になった時、継続療養の手続を行った覚えがある。同年 12 月までは給与から厚生年金保険料が天引きされていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している申立期間①におけるA社の同僚及び同社の厚生年金保険被保険者記録に記載されている申立期間①の被保険者のうち連絡先が判明した同僚の3人に照会したところ、一人から、申立人は一時期同社を退職したことがある旨の供述があった上、いずれの同僚からも、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

2 申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和61年12月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間②については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管している同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が主張している傷病名で62年1月に継続療養受給資格者証が交付されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に、同社が適用事業所に該当しなくなった日に資格喪失している4人について調査したところ、i)二人から聴取した結果、いずれも当時の状況を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかつた上、ii)一人については資格喪失日の翌月に他事業所において厚生年金保険に加入しており、二人については申立人と同様に資格喪失した同日に国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人はB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の翌月の昭和62年1月7日に他事業所において雇用保険に加入していることが確認できる。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月 1 日まで

昭和 42 年 3 月から 43 年 2 月までの期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない旨の回答を受け取ったが納得がいかず、自分で関係各所に問い合わせたところ、A事業所B局で雇用されていたとの通知を受けた。当然A事業所では従業員を厚生年金保険へ加入させる義務があったと考えられるので、申立期間について記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した在籍証明書及び履歴書（申立人の人事記録）の写しにより、申立人が昭和 42 年 3 月からA事業所に臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和 43 年に入社した者は「仕事内容、勤務時間は変わらなかったが入社半年後の 10 月 1 日に準職員になった。43 年以前に入社した人は 1 年程度臨時雇用員の期間を経過しないと準職員にしてもらえなかったと聞いている。」と供述しており、ほかの者も「43 年入社の方は半年、41 年、42 年入社の方は 1 年くらいで共済加入となっているはず」と供述している。

また、複数の同僚に照会した結果、臨時雇用員の時の厚生年金保険の加入記録が無い者や本人が記憶している雇用期間より厚生年金保険の加入期間が短い者がみられることから、同事業所においては一定の期間、臨時雇用員については厚生年金保険に加入させない取扱いとしていた状況がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、①A事業所B局の後継事業所の本社であるD社及び申立人が退職直前に勤務していたC社に照会したところ、当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況が分かる資料は無く不明である旨の回答であった

が、②E団体に照会したところ、当時臨時雇用員等の厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた旨の回答があった。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA事業所B局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から同年 12 月 21 日まで

A社（現在は、B社。）における厚生年金保険被保険者期間が昭和 41 年 12 月 21 日から 42 年 3 月 14 日までの 3 か月間とされているが、新聞の求人広告で社会保険完備という条件を見て、同社に 41 年 10 月に入社し、最初の給料で厚生年金保険料を引かれていたことを覚えている。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の社長は他界しており、労務担当者も不明であり、資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の元役員及び申立期間に同社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、元役員は申立人のことを記憶しておらず、連絡が取れた同僚からは申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

その上、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 41 年 12 月 21 日資格取得、42 年 3 月 13 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無く、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

A社B製油所の敷地内にあったC社において、パラフィン（ローソクの原料）の運搬や石油タンクに入り油カスを取る仕事をしていた。同社は、後にD社、E社と名称変更したと聞いている。社会保険事務所への照会結果では、申立期間について厚生年金保険への加入記録は無いとの回答だったが、25 か月間働いたので厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC社に勤務していたことは、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険庁の記録から把握した同僚の供述から推認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における資格取得者は昭和 34 年 4 月 1 日に資格取得した一人のみであり、申立人の氏名は無い。

さらに、C社は昭和 61 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在は判明しない上、申立人及び同社における同僚の供述等から同社の業務の一部を継承したと考えられるE社に照会した結果においても、当時の資料は残っていないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、C社における申立人の複数の同僚に照会したところ、一人の同僚

から、申立人は臨時社員として入社したが、同社においては当時臨時社員が多数勤務しており、臨時社員については入社後すぐに厚生年金保険に加入させることは無かった旨の供述があった。また、多くの同僚は本人が同社に入社した時期を覚えていないため、厚生年金保険の加入時期との比較はできなかったが、一人の同僚は、本人の記憶している入社時期より1年以上後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 15 日から 50 年 1 月 6 日まで
A社に勤めていた一部期間について、厚生年金保険の加入記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、49 年 7 月 15 日に資格を喪失、50 年 1 月 6 日に資格を再取得しているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、49 年 7 月の資格喪失の際に健康保険被保険者証の返却の記録があり、49 年 10 月以降の定時改定、随時改定に関する記載も無いなど、記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、A社は申立人の父親が創設したものであるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元役員（申立人）は、当時の関係資料は残されていないため、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況については不明としている。

加えて、社会保険庁の記録から確認できたA社における申立人の当時の同僚 6 人について調査したところ、4 人については、死亡、連絡先不明等のため連絡が取れず、連絡の取れた二人についても、当時の記憶が曖昧であるため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、

周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 10 月から 19 年 11 月 8 日まで
② 昭和 19 年 11 月 9 日から 20 年 12 月 31 日まで

申立期間①についてはA社において、申立期間②についてはB社C支店において邦文タイプライターとして勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、女性が厚生年金保険に加入できるようになったのは昭和 19 年 10 月以降であることから、申立期間①のうち同年 9 月以前については厚生年金保険に加入できない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、申立人が記憶している同僚のうち同一人と思われる3人の氏名がA社と名称が類似しているD社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できることから、申立人が当時勤務していたのはD社E支店であると考えられる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、D社E支店が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 19 年 12 月 1 日であり、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立人が当時の同僚として挙げた上記3人についても、被保険者資格の取得年月日は同事業所が適用事業所となった年月日と同日である。

さらに、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社（現在は、F社。）に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確

認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶しているD社E支店における同僚及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①に勤務していたと思われる同僚の計14人に照会を試みたが、連絡先が不明なため当時の事情を聞くことはできなかった。

このほか、申立期間①について、申立ての事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立人が申立期間②にB社（現在は、G社。）で勤務していたことは、同事業所から提出された職歴証明証により確認できるが、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてG社に照会したところ、被保険者資格等の届出及び保険料の納付は行ったと思料する旨の回答があったが、それを証明できる当時の資料は残っていないとしていることから、不明と判断せざるを得ない。

加えて、申立人が記憶しているB社C支店における上司及び同僚の5人については、連絡先が不明である上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②に勤務していたと思われる同僚27人のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、申立人についての記憶は無く、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 5 日から 36 年 8 月 1 日まで

A社で仕事ができると、B氏(親方)が人を集めて工事をした。各作業所における勤務期間については明確には記憶していないが、同社のC作業所、D作業所、E作業所及びF作業所で働いていた。E作業所には昭和33年8月ごろまでおり、同年10月ごろからはF作業所で働いていたが、同所ではすぐに健康保険証をもらった記憶がある。健康保険もA社の現場出張所が管理しており、給与は、A社の袋に入っていて、B氏が渡していた。C作業所における厚生年金保険の加入記録はあったが、それ以外の作業所における記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所の記録によると、申立人が主張しているA社のE作業所及びF作業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。このため、申立人は申立期間においてB氏の下で働いていたと供述していることから、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB氏の厚生年金保険被保険者記録が確認できるA社及び同社G出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、いずれにも申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。また、

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っ

ていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、B氏は他界しており、申立人はA社の同僚の氏名を覚えていないため、社会保険庁の同社に係る厚生年金保険被保険者記録に記載されている申立期間の前に申立人が勤務していた同社H出張所（C作業所）及び申立期間に同社G出張所において被保険者であった者のうち、連絡先が判明した二人に照会したものの、いずれも申立人については記憶に無いと回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 21 日まで

A社で働いていた時、港に出入りしていたB社の自動車を見ていて就職活動を行い入社した。同僚や上司にはC氏やD氏がいた。先にB社への就職が決まってからA社を退職したので、間をおかずにB社へ入社している。仕事は、出来上がった板ガラス製品をリフトやトラックで運ぶのが主で、フルタイムで働いたし夜勤もあった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の全部又は一部において同社で勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の健保記号番号順索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてB社に照会したところ、当時の社会保険等に係る資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、昭和 46 年度にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚（男性）のうち連絡先が分かった二人（いずれも申立人が記憶している同僚）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱

い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

地元の高等学校を卒業すると同時に、当時のA市役所敷地内にあったB県C事業所（以下「C事業所」という。）D出張所で臨時補助員として勤め始めた。同時期に同事業所に就職した同期生にはE氏やF氏がおり、机を並べて仕事をした。仕事は伊勢湾台風による被害の復旧作業や道路改良工事が主だった。事務所は20人ぐらいの職員で運営しており、私や同期生は、土木技師の臨時補助員として仕事をしていた。なお、昭和39年の職員採用試験に合格し、40年7月1日付けで正職員となり、B県G事業所で勤務した。

臨時補助員の期間が昭和37年4月1日から40年6月31日までの39か月であるのに対し、厚生年金保険被保険者期間として回答いただいた期間が2か月とされており納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県の人事記録カードにより、申立人が昭和37年4月1日からC事業所（昭和38年3月31日まではC事業所D出張所）に臨時補助員として勤務していたこと、また、雇用保険加入記録でも、申立期間のうち、少なくとも37年12月16日以降の期間に同事業所に勤務していたことは確認できる。しかし、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、組織改編によりB県H局C事業所となった昭和40年5月1日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業

所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、資格取得日順に健康保険整理番号1番から22番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和40年5月1日以降となっている。

加えて、申立人が同時期に就職したとする二人の同僚に照会したところ、いずれも臨時補助員として勤務していた当時の厚生年金保険料の控除についての記憶は不明確であると回答している上、この二人の厚生年金保険被保険者記録をみると、①B県H局C事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の昭和40年1月に正職員となったとしている一人の被保険者記録は無く、②申立人と同日の同年7月1日に正職員となったとしている残りの一人は申立人と同日の同年5月1日に資格取得している。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB県I事業所（C事業所が組織改編された後の現在の組織）に照会したところ、当時の社会保険等に係る資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 20 日から同年 4 月 11 日まで
② 昭和 39 年 8 月 31 日から 40 年 5 月ごろまで
③ 昭和 41 年 1 月 20 日から 45 年 3 月ごろまで
④ 昭和 45 年 8 月 20 日から 50 年 12 月ごろまで

私は、中学校を卒業した昭和 38 年 3 月ごろに、A 市 B 区の C 社に入社した。仕事は空調設備の製造、取付けの仕事であった。その後、19 歳のころ D 社に転職し、45 年 4 月ごろから E 県 F 市の G 事業所で門扉や階段の手すり等の取付けと製造を行っていた。そして、50 年 12 月には実家へ戻り、国民年金と国民健康保険を掛け始めた。中学校卒業から実家へ戻るまでの間、無職だったことは無く、健康保健証をずっと持っていた。健康保険と厚生年金保険はセットになっているので厚生年金保険の期間だけ途切れることは考えられない。38 年当時は、兄弟が多かったため働かなくては食べていけない時代であった。働いていない期間を増やしてくれと言っているのではない。せめて、働いていた期間はきちんと厚生年金保険の加入期間として認めてもらわなければ納得できない。C 社では H 県から来ていた I 氏と同期で、I 氏の方が遅く入社したと思う。I 氏の連絡先は分からない。D 社及び G 事業所での同僚等については覚えていない。

申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管している C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不

合理的な点は見られない。

さらに、申立人が記憶しているC社の同僚の連絡先は不明であるため、申立期間①及び②において同社で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人を覚えていないとの回答があった上、「当時、中学校を卒業してすぐに入社した場合には、1年間ぐらいの見習期間があった。」旨の供述があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったとも考えられる。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

- 2 申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、D社は昭和57年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会したところ、当時のことは覚えていない旨の回答があり、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人はD社の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間③において同社で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人の勤務時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

- 3 申立人が申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、G事業所は、昭和47年10月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間④のうち同日以降については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、当時のG事業所の事業主は入院中であり、経理担当であったその妻も他界している上、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の事業主を除く役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人はG事業所の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間④の一部において同事業所で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、当該同僚は「申立人はあまり長くは働いていなかったと思う。また、申立人

の勤務時期等については記憶していない。」と回答している上、他の同僚は「当時G事業所では、勤務期間が短い人が多かったので、入社後半年ぐらいは様子見で従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の回答があったことから、同事業所においては、必ずしも勤務期間すべてについて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月から21年12月1日まで
② 昭和22年4月20日から23年2月1日まで

戦時中はA町の陸軍工廠にいたが、終戦後すぐに自分も含めて数人が、B社から働いてほしいと請われ、働くことになった。社会保険料を控除されたり、健康保険証を会社から受けた記憶は無いが、申立期間についても同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和21年12月1日であり、申立期間①については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号1番から26番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和21年12月1日以降となっている。

加えて、申立人は他事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した日の直前の昭和23年1月31日に同僚3人と一緒にB社を退職したとしているが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録により同社における資格喪失日を見ると、①これら3人の同僚のうち二人は申立人と同日の22年4月20日となっている上、②残る一人は申立人が主張している退職日の2年7か月後の25年9月1日となっており、その時点では申立人は既に他事業所の被保険者と

なっていることから、申立人の主張に不合理な点がみられる。

また、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、i) 同社が適用事業所となった昭和21年12月1日に資格取得した9人(上記の3人の同僚を含む。)は全員他界しており、ii) 申立期間②中の22年12月1日に資格取得した二人に照会したものの、いずれも申立人についての記憶は無いと回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。